

宮古地方振興局長告示第5号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成18年6月9日

宮古地方振興局長 大矢正昭

介護保険事業所 番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370200214	宮古老人保健施設桜ヶ丘指定居宅介護支援センター	桜ヶ丘指定居宅介護支援センター	宮古市山口五丁目5番10号	平成18年4月1日
0373000595	山田町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	晃生会指定居宅介護支援事業所	下閉伊郡山田町川向町4番6号	平成18年4月1日
0370200248	加藤病院指定居宅介護支援事業所	宮古第一病院指定居宅介護支援事業所	宮古市保久田8番37号	平成18年5月1日